(電子入札システム)

ご利用上の留意事項

- 1. 日本銀行電子入札システムについて
- 2. 利用者登録時の留意事項
- 3. 電子入札システムで送付する添付ファイルについて
- 4. 質問・回答機能を使用しないことについて
- 5. 入札結果の開示について
- 6. 電子入札による「入札」が0件であった場合
- 7. 画面表示に関する留意事項
- 8. 物品・役務システムの「総合評価」の留意事項

1. 日本銀行電子入札システムについて

- 日本銀行では、調達案件の一部(電子入札の対象は、当面、物品、工事、システム 関係、役務等に係る本店の調達案件のうち日本銀行が指定した入札案件)について、 電子入札を実施します。なお、電子入札の案件は、入札公募文にその旨を明示しま す。
- 日本銀行の電子入札は、「電子入札コアシステム」をベースとした ASP サービスを利用しています。同システムは、入札案件情報を閲覧する「入札情報システム」と、入札処理等を行う「電子入札システム」で構成されています。更に入札案件の種類に応じ、両システムは、それぞれ「物品・役務システム」と「工事システム」に分かれておりますので、入札案件に応じ、該当システムにログインしてください(両者のちがいは、「ログインについて」参照)。
- 日本銀行の電子入札システムを初めてご利用になる場合は、本ページの「<u>ご利用までの流れ</u>」で、必要な準備や設定を確認してください。また、「<u>利用規約</u>」をよくお読みいただき、内容を了承したうえで、「<u>利用者登録関係書式</u>」を利用して利用参加の申請を行ってください。
- ご利用にあたっては、操作マニュアルおよび以下の補足事項にしたがって、正しく ご利用ください。

2. 利用者登録時の留意事項

○ 日本銀行に初期登録申請を行い、日本銀行から登録の通知を受けた後で、電子入札 システムにログインして行う「利用者登録」の際には、以下の点にご注意ください。

(1) 利用者登録の種別

• 1. に記載のとおり、電子入札システムは、「物品・役務システム」と「工事システム」に分かれているため、利用者登録においても、利用する区分のシステムにログインのうえ操作してください(「工事システム」と「物品・役務システム」をともに利用すると思われる場合は、それぞれにおいて利用者登録を行う必要があります)。登録の手順はほぼ同じです。

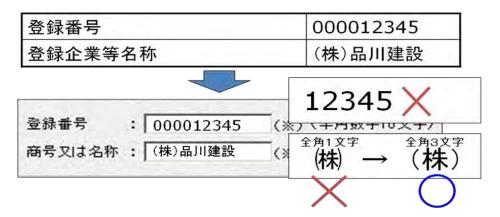
(電子入札システム 利用者登録ログイン画面)

電子入札システムの「工事」の画面。「物品・役務」は「物品」と表示されます。



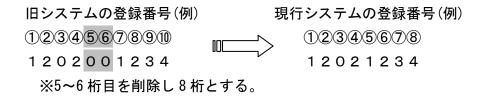
(2) 利用者登録時の入力内容

〇 「登録番号」と「商号又は名称」は日本銀行から送付する、「日本銀行電子入 札システム利用者初期登録通知書」に記載された通り入力してください。



【登録番号の桁数について】

〇 電子入札システムでは、「資格審査情報検索」画面において入力する「登録番号」は、旧システムの 10 桁から 8 桁に変更となっています。旧システムにおいて 10 桁の登録番号で既に登録済みの方が、IC カードを追加調達し新たに利用者登録を行う際には、以下の番号変換ルールにて、8 桁の登録番号を入力してください。



3. 電子入札システムで送付する添付ファイルについて

- 日本銀行では、システム利用参加者から電子入札システムにより送付された添付ファイルを、ウィルスチェックを行ったうえで開封します。この際、ウィルスへの感染が判明した場合は、利用規約にあるとおり当該ファイルは無効となるほか、ウィルスチェックができない等の異常があったファイルについても、システム外での再送をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- ファイルは、電子入札システムに添付する際に暗号化され、約 20%容量が増加します。競争参加資格確認申請書・証明書等のファイル添付については、1 案件当たり 3 M B が操作マニュアル上限となっていますが、2.5 M B を目安に添付してください。

4. 質問・回答機能を使用しないことについて

- 日本銀行では、<u>電子入札システムの「質問・回答」機能を使用しない</u>こととします。 本機能により質問をいただいても、回答できませんので、ご了承ください。
- 案件に関して質問がある場合は、従来通り電子メールや書面等を利用して行ってく ださい。

5. 入札結果の開示について

○ 物品・役務システムにおいて落札決定を行った場合は、電子入札案件の入札者の氏名または名称および入札金額が、当該電子入札案件にシステム利用方式により入札参加した者に表示されます。そのほか、開示については、入札説明書をご覧ください。

6. 電子入札による「入札」が〇件であった場合

- 電子入札案件において、電子入札システムを利用した入札が O 件であった場合には、 日本銀行は、電子入札の手続きを取り止める場合があります。この場合、紙での入 札参加者がある場合には、紙での入札手続きを行います。
- 電子入札の手続きを取り止めた場合、案件の欄に「中止」等の表示がなされる場合 があります。

7. 画面表示に関する留意事項

【物品・役務システム】

〇 [登録者情報] において、以下のとおり表示されます。

・代表者役職、氏名 : 「****」・地域区分 : 非表示

・資格の種類、営業品目 : 「一」、「資格なし」

――表示内容が実際と異なる場合がありますが、ご了承ください。

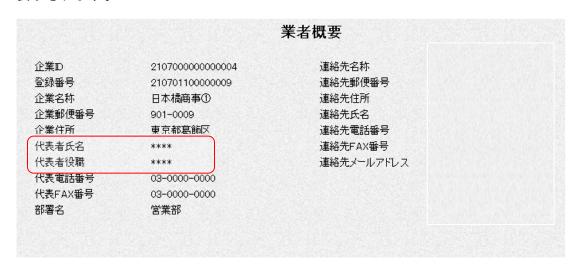


○ 各種申請書・通知書の代表者氏名および役職名は、「****」と表示されます。

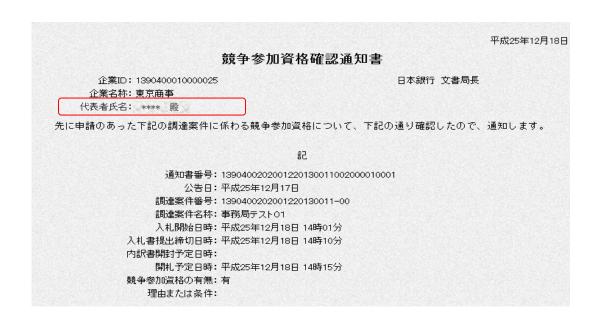


【工事システム】

〇 [登録者情報] や各種申請書・通知書において、代表者氏名・役職は、「****」と 表示されます。

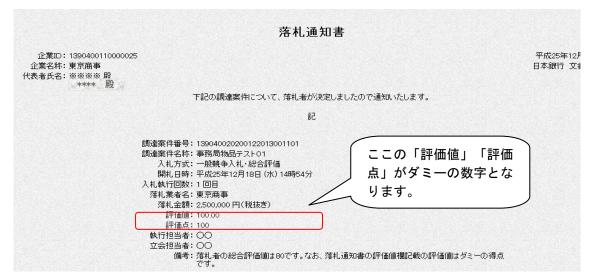






8. 物品・役務システムの「総合評価」の留意事項

- 物品・役務システムの入札方式「一般競争・総合評価方式」または「指名競争・総合評価方式」においては、入札参加者に対し、総合評価点(システム上の表示は「評価値」)を、電子入札システムの落札通知書の備考欄への記載や、システム外での別途の方法により通知することがあります。この取扱いをする場合は、予め入札説明書等に明記します。
 - ・システム外で、価格点の算定を行う場合の便宜的な扱いです。
 - ・この場合、落札通知書に表記される評価値・評価点は、ダミーの値となります。



以 上